

## 非常勤給食受入作業員の登録について

### 1 登録資格

特定の資格は必要ありませんが、クラスごとの食缶（10kg程度）の運搬等の仕事があります。

### 2 勤務内容

- ・センターから搬送される学校給食、牛乳業者から搬送される牛乳の受入、児童への受渡し、残飯整理
- ・その他、学校長（所属長）の指示する業務に関すること 等

### 3 勤務場所

相模原市立小・中学校・義務教育学校

### 4 任用方法

登録後、必要に応じて勤務条件の合う方を小学校等に紹介いたします。紹介された方は小学校等に出向き面接を受け、その結果により任用が決定します。なお、その際の日当及び交通費は支給されません。

### 5 任用期間

原則として、1年毎（4月1日～翌年3月31日）の任用となります。

- \* 次の要件を満たす場合に更新する場合があります。

①その職を教育委員会が必要としている。②勤務成績・勤務態度良好。

- \* 任用決定後、健康診断及び検便を受けていただきます。実際の勤務は陰性でなければできません。

- \* なお、任用することとなった場合は雇用時健康診断を受診していただきますが、健診の結果、感染症による異常が出た場合は、勤務することができない場合があります。

### 6 勤務日及び勤務時間

給食実施期間中の週2～5日・9:00～15:00の間の4時間（休憩時間を除く）

- ・学校規模により、2時間勤務・3時間勤務の学校もあります。
- ・勤務日数は学校の状況により異なります。
- ・開始及び終了時間は学校の状況に応じて変更となる場合があります。
- ・学校の長期休業中の勤務は基本的にありませんが、清掃等のため1日出勤することがあります。

### 7 報酬

時給 1,321円～

※月末締め、翌月20日振込み払い

※その他 本市基準により、期末手当の対象となる場合があります。

（交通費）

通勤距離が片道2km以上ある次の方に支給します。（徒歩の場合は2km以上でも支給されません。）

①交通機関を利用される方（1回の限度額2,600円）：通勤1回分×実勤務日数

ただし、1ヶ月の定期券の価格が低廉な場合は定期券の額を支給

②自転車、オートバイ等を利用する方：片道の通勤距離に応じて支給額が変わります。

通勤距離に応じて、規則に則り支給いたします。

### 8 社会保険等

原則として、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入はありません。

### 9 登録期間

登録期間は登録日より3年間とします。ただし、登録辞退者は辞退日までとします。

### 10 その他

今回はあくまでも登録であり、任用が必ずあるとは限りませんのでご承知おきください。

連絡先：相模原市教育委員会 学校給食課  
〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15  
TEL 042-769-8283